

# 事務所だより



富田林 0721-24-8764  
塚 072-289-7656

8:30~12:00 13:00~17:30

◆**パワハラとは？**  
パワハラは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③その雇用する労働者の就業環境が害されることを指します。  
①は上司部下の関係などが一般的です。②は、業務上明らかに必要性のない言動や、必要性があつたとしても社会常識に照らして許容される範囲を超えて行われる言動などをいいます。



いわゆる「パワハラ防止法」においては、企業にパワハラ防止のための雇用管理上の措置をとることを義務付けています。同法が今年4月からいよいよすべての企業に適用されることとなります。

## パワハラ防止法 4月完全施行

★相談窓口をどのように設定するか？  
(役員・人事部・外部委託など)

★いざというとき落ち着いて対応できるようにマニュアルやチェックシートを準備しておく

★プライバシー保護や秘密厳守など担当者に必要な事項を確認しておく

◆**対策① 相談窓口の設置**  
今回の義務化により、企業はパワハラに対する相談窓口を設置し、労働者に周知することが必要となります。窓口設置の際に注意すべき点は次の通りです。←←←

◆**対策② 就業規則の整備**  
企業としてパワハラは絶対に許さないという意思表示と厳正な処分を行うことを示す必要があります。就業規則へのパワハラ禁止条項と懲戒処分規定の記載が不十分である場合は見直しと労働者への周知が必要です。



## 助成金 期限延長

◆**対策③ 社内研修の実施**  
パワハラの正しい理解を広める全体研修、パワハラに該当しない適切な指導監督を行うための管理者研修、相談窓口としての知識を身に着けるための担当者研修などの実施を通じて社内体制を整備していくことも有効な措置といえるでしょう。

**小** 小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルスの影響によって子どもの世話が必要となった保護者について、事業主が取得させた賃金全額支給の特別有給休暇（労基法上の年次有給休暇を除く）が対象です。  
対象となるのは、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブ等の施設が臨時休業した場合や利用を控える依頼があった場合です。また、子ども本人が感染・濃厚接触者になった場合も対象です。

雇用調整助成金についても、コロナ特例の対象となる休業が令和4年6月30日まで延長されます。これにより業況特例や地域特例に当てはまる場合は従来通りの水準が維持されます。それ以外については3月と同様上限9千円となります。  
詳細については当事務所までお問い合わせください。

### ザツカン

※私は、楽器は何一つできません。歌を歌えば半音の高低などお構いなし。自他ともに認める音楽コンプレックスの持ち主です。  
※そんな私ですが、シネマ・コンサートを鑑賞したことがあります。松本清張原作の「砂の器」です。※オーケストラの生演奏も実に素晴らしく、日本にもこんないい映画があったのだと思いました。音楽や映像を鑑賞できる余裕がいつでも持ちたいものですね。  
(副所長)

令和4年3月分(4月納付分)から変更  
健康保険料率 10.29%→10.22%  
介護保険料率 1.80%→1.64%